

令和2年8月27日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

「川崎市都市計画マスターplan高津区構想及び宮前区構想」の改定案の策定について

資料 1 「川崎市都市計画マスターplan高津区構想及び宮前区構想」の改定案について

資料 2 「川崎市都市計画マスターplan高津区構想及び宮前区構想の改定素案」に関する意見募集の実施結果について

資料 3 改定素案から改定案への変更内容について

参考資料 1 川崎市都市計画マスターplan高津区構想 改定案の概要

参考資料 2 川崎市都市計画マスターplan高津区構想 改定案

参考資料 3 川崎市都市計画マスターplan宮前区構想 改定案の概要

参考資料 4 川崎市都市計画マスターplan宮前区構想 改定案

参考資料 5 改定案の意見募集に関する御案内

まちづくり局

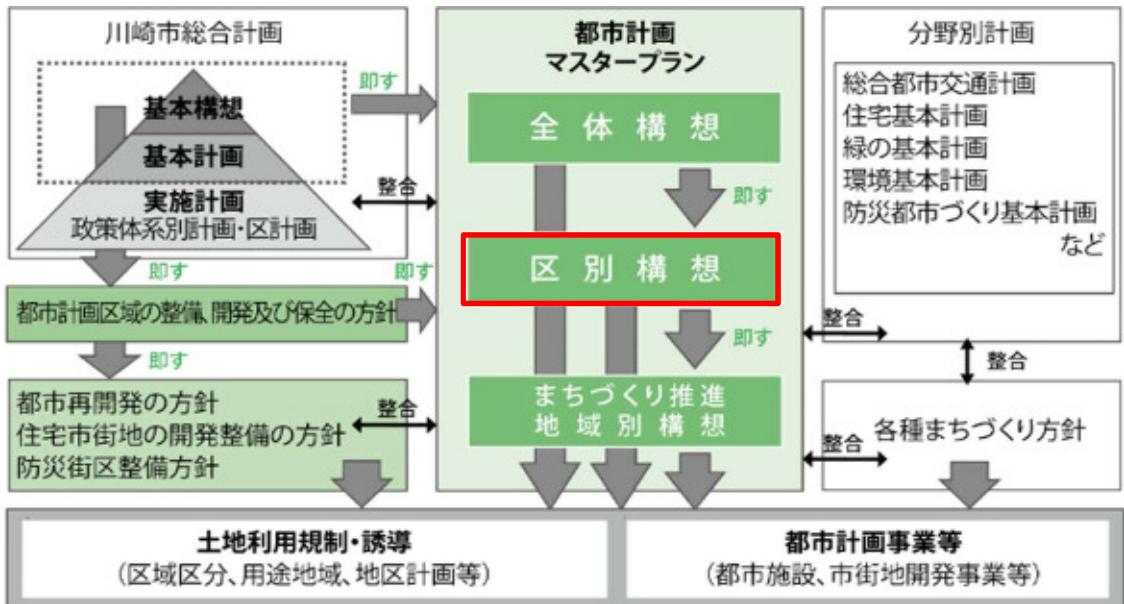
「川崎市都市計画マスターplan高津区構想及び宮前区構想」の改定案について

1 背景、目的等

(1) 都市計画マスターplanとは

- ・都市計画マスターplanとは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、土地利用の制限等を直接行うものではないが、個別・具体的な都市計画は本プランに掲げられた基本的な方針に即して定めることとなる。
- ・高津区構想及び宮前区構想等の区別構想は、市全体の都市計画の方針となる全体構想に即しながら、行政区毎の方針として定めている。
- ・本市では、全体構想、区別構想とともに平成19(2007)年に策定し、「都市計画の決定・変更の指針」や「市民協働のまちづくりの指針」等として活用している。

<計画体系>



(2) 背景、目的

- ・策定から約10年が経過し、この間に「川崎市総合計画」や関連計画等の策定・改定が進み、「都市計画マスターplan全体構想」を平成29(2017)年3月に改定した。
- ・また、各区では、まちづくりの進捗やまちづくりを取り巻く状況に変化が生じていることから、これらに対応した都市計画の基本的な方針の市民との共有に向けて、全体構想等の上位計画に即しつつ、区別構想を改定することで計画的なまちづくりを推進することとし、今回、高津区構想と宮前区構想の改定を行う。

2 改定の主な内容

- (1) 少子高齢化や人口減少を見据え、全体構想における「コンパクトで効率的なまちづくり」や「鉄道沿線のまちづくり」の考え方方に即し、各区の鉄道沿線を「都市軸」として位置づけ、鉄道を主軸としたまちづくりに向け、地域資源を活かした駅周辺のまちづくりや駅へのアクセス向上に関する方針等を新たに示す。
- (2) まちづくりの進捗や関連する分野別計画等と整合を図り、土地利用、交通体系、都市環境、都市防災の方針を更新する。
 - ・分野別計画等：総合都市交通計画、緑の基本計画、これからのコミュニティ施策の基本的考え方／等
 - ・まちづくりの進捗：地域資源の活用に関する検討の進捗、鷺沼駅前再開発に関する取組の進捗／等
- (3) 身近な地域のまちづくりの推進に向け、生活行動圏を駅の利用圏で分けた「身近な生活圏」ごとにまちづくりの方針を整理し、新設する第5部で示す。

3 改定案の構成

- ・区別構想の構成は、現行の構成を継承しつつ、改定した全体構想と一定程度揃える。

現行(平成19(2007)年3月)	改定案
第1部 策定の趣旨等	第1部 改定の趣旨等 ⇒改定の背景や都市計画マスターplanの位置づけ、構成等
第2部 まちの現状	第2部 まちの現状 ⇒都市計画に関する基礎調査等の統計資料に基づくまちの現状等
第3部 めざすべき都市像	第3部 都市づくりの基本理念 I めざすべき都市像 II 全体構想における位置づけ III 都市構造 ⇒全体構想等を反映しためざすべき都市像や都市構造等
第4部 分野別の基本方針	第4部 分野別の基本方針 I 土地利用 II 交通体系 III 都市環境 IV 都市防災 ⇒都市づくりの基本理念を踏まえた「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」の分野別のまちづくりの指針
—	第5部 身近な生活圏別の沿線まちづくりの考え方 I 身近な生活圏別の沿線まちづくりの基本的な考え方 II 身近な生活圏のまちづくり (ゾーンの概要／ゾーン内の主なまちづくりの方針) ⇒駅を中心とした身近な生活圏ごとのまちづくりの方針等
新設	第6部 計画の実現・推進方策 ⇒市民、事業者、行政の役割分担や計画推進に向けた考え方
第5部 計画の実現・推進方策	

4 これまでの取組

(1) 改定に向けた取組

平成30(2018)年10月

- ～令和元(2019)年8月：市民意見聴取（団体ヒアリング、ワークショップ、フォーラム）
- 令和2(2020)年1月：改定素案作成・公表
- 令和2(2020)年1月～3月：改定素案のパブリックコメント実施（両区合計48通232件）
- 令和2(2020)年2月：素案説明会実施（各区1回開催／両区合計31名参加）

(2) 関連事業等の進捗

- 令和2(2020)年4月：令和元年東日本台風による被害に関する検証結果の報告

5 改定のスケジュール

平成30(2018)年度	平成31／令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
		4～6月 7～9月 10～12月 1～3月
多摩・麻生区構想改定		
高津・宮前区	団体ヒアリング (両区) ワークショップ フォーラム 都市マス小委員会 素案策定 (両区) パブリックコメント 素案説明会	市民意見や関連計画・事業の検討の進捗を反映
川崎・幸・中原区構想改定	縦覧 案策定 意見募集 9/1～9/15 都市計画審議会 改定	

「川崎市都市計画マスタープラン高津区構想及び宮前区構想」の改定素案に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像を市民と共有し、計画的なまちづくりを進めるにあたっての指針となるもので、都市計画決定・変更や市民との協働のまちづくりを行う際などに活用されています。

「川崎市都市計画マスタープラン高津区構想及び宮前区構想」は、平成19（2007）年3月の策定から初めての改定にあたり、上位計画や関連計画をはじめ、都市づくりを取り巻く環境の変化とともに、市民参加により開催したワークショップの御意見等を踏まえながら、改定素案の策定作業を進めてきました。

このたび、「都市計画マスタープラン高津区構想及び宮前区構想」の改定素案について、広く市民の皆様からの御意見を募集し、その結果、48通232件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市都市計画マスタープラン高津区構想及び宮前区構想の改定素案
意見の募集期間	令和2（2020）年1月29日（水）～令和2（2020）年3月4日（水）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより（2月21日号掲載） ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、橋出張所、向丘出張所、高津図書館、宮前図書館、高津市民館（プラザ橋含む）、宮前市民館（菅生分館、有馬・野川生涯学習支援施設アリーノ含む）、まちづくり局計画部都市計画課） ・説明会の開催（計2回：高津区役所、宮前区役所）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、橋出張所、向丘出張所、高津図書館、宮前図書館、高津市民館（プラザ橋含む）、宮前市民館（菅生分館、有馬・野川生涯学習支援施設アリーノ含む）、まちづくり局計画部都市計画課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	48通（232件）
内訳	電子メール 17通（109件）
	ファックス 23通（90件）
	郵送 8通（33件）
	持参 0通（0件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、拠点地区における土地利用、交通網の整備、緑の保全、良好な景観の形成、防災対策の推進などに関する御意見が寄せられました。

いただいた御意見は、その趣旨が素案に沿ったもののほか、素案に対する御質問や御要望、御提案などがあつたため、御意見の趣旨を踏まえ、一部内容を反映するとともに、関連計画の進捗等を踏まえ、修正を加えた上で、「改定案」をとりまとめました。

今後、「改定案」について、都市計画法上の手続きに準じて縦覧による意見募集を行い、その結果を都市計画審議会に諮問・答申の上、高津区構想、宮前区構想の改定を行います。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 高津区構想に関すること（25件）						
（1）都市づくりの基本理念に関すること				2		2
（2）分野別の基本方針に関すること			1	14		15
（3）プラン全般について	2			2		4
（4）その他					4	4
2 宮前区構想に関すること（193件）						
（1）都市づくりの基本理念に関すること				35		35
（2）分野別の基本方針に関すること	1	1	6	47		55
（3）プラン全般について	2			15		17
（4）その他				20	64	86
3 その他の両区の構想に関すること（14件）			1	10	3	14
合 計	5	1	8	147	71	232

【具体的な御意見の内容と市の考え方】

1 高津区構想に関すること	・・・ 6 ページ～
(1) 都市づくりの基本理念に関すること	・・・ 6 ページ
(2) 分野別的基本方針に関すること	・・・ 7 ページ
(3) プラン全般について	・・・ 1 1 ページ
(4) その他	・・・ 1 2 ページ
2 宮前区構想に関すること	・・・ 1 3 ページ～
(1) 都市づくりの基本理念に関すること	・・・ 1 3 ページ
(2) 分野別的基本方針に関すること	・・・ 1 5 ページ
(3) プラン全般について	・・・ 2 6 ページ
(4) その他	・・・ 2 8 ページ
3 その他の両区の構想に関すること	・・・ 3 6 ページ～

1 高津区構想に関すること

(1) 都市づくりの基本理念に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	溝口駅周辺地区について、中部エリアの広域拠点である小杉駅周辺地区との連携に関する記述がないため、高津区構想改定素案第3部Ⅱに「川崎市の広域拠点であり、南武線の鉄道沿線の拠点地区である小杉駅周辺地区との連携」について追記してほしい。	溝口駅周辺地区と小杉駅周辺地区との連携については、第3部 都市構造Ⅲ 2 (1) 等において示しており、「鉄道を主軸に近隣都市や近隣行政区が連携したまちをめざす」こととしております。 なお、改定素案第3部Ⅱは、上位計画である『都市計画マスタープラン全体構想』における各地域の位置づけを示したもので す。	D
2	「世界一の都市」を目指せば、「日本一」や「神奈川で一番」になれるのではないか。	本市では総合計画の基本構想において、めざす都市像として「最幸のまち かわさき」を掲げており、その実現に向けて、さまざまな取組を進めております。 また、本プランにおいては、改定素案第3部Ⅰ 1に、総合計画の基本構想に即すとともに、区民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、めざす都市像として、「歩きたくなる高津」を掲げており、その実現に向けたまちづくりを進めてまいります。	D

(2) 分野別的基本方針に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	高津区は小さな町工場が多いが、現状のところではほとんど触れられていない。分析している項目が宮前区と全く同じ。また、マスタートップラン上でもどうしていくのか記載がない。	高津区における中小製造業の集積については、改定素案第4部 I 「現状・課題」④において、「高津区は市内でも製造業の事業所数が多く、企業が数多く立地しているが、工場跡地の住宅化が進んでおり、操業環境の維持等が課題となっている」状況を示すとともに、第4部 I 4 (2)において、「準工業地域等におけるものづくりのまちの保全と住工調和の市街地の形成」をめざす方針を示しております。	D
2	文教施設が集積しているエリアとしている地域について、洗足学園とそれ以外の学校が南武線で分断されているため、抜本的解消のため、将来的に南武線の第三京浜～武蔵溝ノ口駅間を高架化または地下化することを構想化してほしい。	文教施設が集積しているエリアについては、改定素案第4部 I 3 (1) ②において、「地区計画や建築協定等を活用した住民主体のまちづくり活動を支援する」方針を示しており、本方針を踏まえながら良好な周辺市街地の形成をめざしてまいります。なお、JR南武線の第三京浜～武蔵溝ノ口駅間については、現時点で高架化や地下化の具体的な計画はございません。	D
3	「地域コミュニティの活性化」と「地域防災力」、「地域安全」を総合的に考えて諸問題に対応してほしい。	地域コミュニティの活性化については、改定素案第4部 I 3 (6) ④において、「地域交流の場の形成によるコミュニティの拠点づくりを進める」方針を示しております。地域防災力の向上については、第4部IV 4 (2)において、「地域住民との協働による防災まちづくりを推進し、地域防災力の向上をめざす」方針を示しております。また、地域安全については、防犯対策や交通安全対策など、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進しております。そのうち、都市計画に関連する分野である交通安全について、改定素案第4部II 2 (2) ③において、「警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現をめざす」方針を示しております。引き続き、地域コミュニティの活性化や地域防災力、地域安全の向上に向けて、取組を進めてまいります。	D
4	「地域交流の場の形成による生活圏のコミュニティの拠点づくり」の項目に、高齢者がより安心して日常を過ごせるように、以下の文を追加することを提案する。 「・地域における人的な見守り活動とともに、民間企業と連携して推進します。」	御意見の改定素案第4部 I 3 (6) ④においては、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、「住民や事業者による地域の活性化や、まちの課題解決に向けた取組を促進する方針」を示しており、御意見の趣旨も含めた方針として、整理しております。	D

5	<p>「良質な住宅ストックの形成」の項目について、高齢者が住み慣れた地域において多様な世代によるコミュニティの中で安心して住み続けるためには、住宅のバリアフリー化及びヒートショック対策は欠かせないと考えるため、以下の通り修正を提案する。</p> <p>「・戸建て住宅やマンション等のバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等を支援するとともに、ヒートショックの予防に向けた断熱化の取組や未暖房室への暖房設置等を促進し、誰もが安全で快適に暮らせる良質な住宅の維持・形成を図ります。」</p> <p>また、ヒートショックに関するコラムの追記を提案する。</p>	<p>住宅のバリアフリーとヒートショック対策は重要と考えており、改定素案第4部 I 3 (6) ⑤において、「住宅のバリアフリー化等を支援するとともに、ヒートショックの予防に向けた断熱化の取組等を促進する」方針を示しております。</p> <p>この方針は、御意見の趣旨も含めたものとして、整理しております。</p>	D
6	<p>高津区構想改定素案の都市防災での「緊急輸送道路に位置づけられている鶴見溝ノ口線や丸子中山茅ヶ崎線などの幹線道路の整備を推進する」方針に賛成。道路整備に時間のかかっている丸子中山茅ヶ崎線については、路線バスの走行環境の改善にも明らかな支障となっているため、早期整備を望む。</p>	<p>幹線道路の整備については、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度からの10年間を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し取組を進めております。</p> <p>これを踏まえ、改定素案第4部 II 1 (3) ②において、「道路整備プログラムに基づく重点的な取組により、効率的・効果的な幹線道路の整備を進める」方針を示しております。</p> <p>丸子中山茅ヶ崎線の高津区内の2つの工区については、第2次道路整備プログラムにおいても整備推進路線として位置づけており、引き続き、道路改良に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
7	<p>大山街道については、高津区構想改定素案P63にも記載のとおり、交通渋滞や歩きにくさが課題であり、解決が困難であるため、大山街道に代わる車の通り道として、都市計画道路二子溝ノ口線の整備が望まれる。防災面でも、二子溝ノ口線は建物クラスター地域を縦貫する道路であるため、早期に整備してほしい。</p>	<p>幹線道路の整備については、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度からの10年間を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し取組を進めております。</p> <p>これを踏まえ、改定素案第4部 II 1 (3)において、「歩行者等の安全性向上や都市の防災性向上などに資する道路網の整備をめざす」方針や、「道路整備プログラムに基づく重点的な取組により、効率的・効果的な幹線道路の整備を進める」方針を示すとともに、第4部 IV 1 (1) ②において、「延焼遮断機能を有する都市計画道路等の整備を推進」する方針を示しております。</p> <p>都市計画道路二子溝ノ口線については道路整備プログラムの整備推進路線に位置づけられておらず、事業着手の時期は定めておりませんが、今後の市内のまちづくりの進展など周辺環境の変化にも注視しながら、計画的な道路整備を推進してまいります。</p>	D

8	子供から大人までを対象として自転車等の交通法規を徹底させてほしい。	自転車利用のマナーについては、改定素案第4部 II 2 (1) ②及び(2)において、生活道路における歩行者や自転車利用者の安全確保、自転車利用ルール、マナー等の継続的な啓発活動を推進する方針を示しており、引き続き、地域の交通安全に向けた取組を進めてまいります。	D
9	久末に住んでいると、坂の上のため外出意欲がわきにくい。蟹ヶ谷まで自転車で行くことが出来たら行動範囲が増えて助かるが、自転車置き場が無い。有料でもかまわないのでバス停近くに自転車置き場を作れないか。また、宮前区にも高津区と同じような地域があるのでは。	バス停付近における駐輪場の整備については、駅周辺への自転車の流入抑制や、バス停へのアクセス向上などに資すると考えられますが、バス停付近での用地の確保が難しいなどの課題もあります。 バス停へのアクセス向上については、バス事業者等と連携しながら、他都市での取組事例を調査するなど、地域の実情に応じた交通利便性の向上に向けて検討を進めてまいります。	C
10	狭い道路等は、思い切って一方通行にしてはどうか。	道路における交通規制については、警察が実施主体ですが、地域の実情等に応じて、警察と協議を行ってまいります。	D
11	高津区では令和元年東日本台風により死者が出るほどの大きな被害が出た。また、土砂災害特別警戒区域の指定が始まっている。災害が予想されるところは都市計画により人が住めないようにすべきなのでないか。その方策を示すのがマスターplanでないのか。	自然災害への対策については、改定素案第4部 IV 1、2において、「道路空間の確保や上下水道の耐震化等の促進、急傾斜地崩壊防止や雨水貯留施設等の設置促進、無電柱化の推進」などの方針を示しております。 本市では、浸水想定区域が広く存在する中で、現在、多くの方がお住まいであるため、災害が予想されるエリアに対して一様に居住を制限することは困難と考えております。 なお、土砂災害特別警戒区域については、関係法令により、開発や建築を行う際に、特定の開発行為に対する許可制など、必要な規制等がなされております。 引き続き、自然災害の被害を軽減する取組に努めながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。	D
12	太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進は温暖化対策や低炭素型まちづくりの重要な取組の一つだが、その出力が天候などに左右され安定しないことやスペースが必要であることから、都心部では、ガスコーチェネレーションシステムの導入が、再エネを補完する意味でも有効であり、以下の通り修正することを提案する。 「・防災拠点となる公共施設等において、コーチェネレーションシステムや再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の低炭素化と分散型電源による災害時における機能の維持を図ります。」	公共施設等へのコーチェネレーションシステムの導入については、改定素案第4部 III 1 (1) ②において、都市環境の視点から「公共施設等の太陽光発電システムやコーチェネレーション等の導入などに努める」方針を示すとともに、第4部 IV 2 (2)においても、「防災拠点となる公共施設等において、再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の低炭素化と自立分散型エネルギー化を図る」方針を示しております。 この方針は、御意見の趣旨も含めたものとして、整理しております。	D

13	<p>避難所の整備に関する記載について、以下の通り修正することを提案する。</p> <p>「・地域防災拠点及び市立小学校等の避難所について、(中略) 施設の更新等に合わせて、避難者の居住空間として停電時の電源の確保や空調を確保する観点から、自立分散型電源や電源自立型空調の設置を推進等、全般的な改善、さらには災害時要援護者に配慮したバリアフリー対策に努めます。」</p>	<p>都市計画マスタープランがまちづくりの基本的な方針であることから、施設の具体的な改善策は示しておりません。</p> <p>なお、避難所の整備については、改定素案第4部 IV 3 (1) ②において、「地域防災拠点及び市立小学校等の避難所について、施設の安全性を確保するとともに、施設の更新等に合わせて、全般的な改善やバリアフリー対策に努める」方針を示しており、被災者の臨時の生活の場として、改善等に努めてまいります。</p>	D
14	<p>災害時においても、自助努力としての非常時におけるエネルギー確保の観点より、以下の項目を追加することを提案する。</p> <p>「非常時のエネルギー確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の耐震化に加えて、家庭用燃料電池等の高効率自立分散型電源を住宅にも設置することにより、必要最低限のエネルギーを区民一人ひとりが自立的に確保することが可能となります。」 	<p>災害への対応における「自助」の取組については、本市では、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の用意、家具の転倒防止やブロック塀の点検といった家屋の安全対策、避難場所や避難経路の確認、家族間での緊急時の対応の確認など、命を守るために取組について、広く市民に求めており、引き続き、周知・啓発に努めてまいります。</p>	D
15	<p>令和元年東日本台風による多摩川の増水の影響について、一部の工場は浸水被害を受けている。</p> <p>浸水が懸念される中小規模の工業の集積のある地域については、設備設置位置のかさ上げ等の風水害被害予防や被災時の支援が必要であることから、対策や施策について記載することを提案する。</p>	<p>多摩川沿いの中小製造業が集積する地区を含む地域の浸水対策については、多摩川における国や流域自治体と連携した治水安全度の向上に向けた取組と併せて、排水樋管の排水機能の向上に資する取組等を検討し、水害に強いまちづくりを進めてまいります。</p>	D

(3) プラン全般について

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	これから長く居住するであろう小学校高学年から大学生の意見も取り入れてほしい。	意見聴取にあたっては、ワークショップ等の開催にあたり、年齢制限を設けずに広く参加者を募集しており、併せて、高校生向けのアンケートを実施し、御意見を伺いながら改定を進めております。	D
2	用語集の『コーチェネレーション』の解説に以下の通り、「環境」に関する説明を追記することを提案する。 「あるエネルギー源から、(中略) エネルギー効率の大きな改善が可能となる。『加えて、燃料が都市ガスの場合、クリーン性や廃熱の有効利用により、温室効果ガスの排出抑制に有効で環境保全に貢献します。』」	コーチェネレーションにおける発電源について、環境に対しての優位性の判断は行っていないことから、現状の記載のとおりとしております。	D
3	用語集の『自立分散型エネルギー』の解説に再生可能エネルギーだけでなく、「コーチェネレーションシステム」を追記することを提案する。	自立分散型エネルギーについては、御指摘のとおりコーチェネレーションも含まれることから、「再生可能エネルギーとコーチェネレーションシステムなど」と修正いたします。	A
4	「ヒートショック」に関する説明を追記することを提案する。 「・温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞等の健康被害であり、特に冬場に高齢者に多く見られる。加えて、ヒートショックなどによる入浴中の死亡者数は交通事故の4倍とも言われている事から、温度のバリアフリーも望まれる。」	ヒートショックについては、改定素案の本文中でも使用している用語であるため、用語集にヒートショックの項目を次のとおり追加します。 「温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞等の健康被害であり、特に冬場に多く見られ、高齢者に多く見られる。」と追記いたします。	A

(4) その他

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	中小事業者の後継者問題の解決として、小学生や中学生向けに企業に出張授業をしてもらうとよいのではないか。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであり、事業者の事業承継に関する方針は示しておりません。 なお、産業振興施策の一つとして、児童・学生向けの講演会や体験教室を開催する等、子どもに対する製造業の魅力発信について取り組んでおります。	E
2	平時から社会福祉協議会と市民団体との交流を進めてほしい。	社会福祉協議会は、地域住民や市民団体、行政等と連携しながら地域福祉活動の推進等を行う組織であり、その活動において、平時より交流・連携が図られています。	E
3	横浜市におよそ10年も前から、国作りの為に外国人が学びに来ていることなど、他の市の取組も参考にするとよいのではないか。	近隣都市や他の政令指定都市と定期的に情報交換等を行っており、引き続き、情報交換等を行いながら、先進事例等について参考にしてまいります。	E
4	警察の道路使用許可等を適正化するとともに、24時間365日対応できるようにしてほしい。退職者等を活用し、交番の無人化をなくしてほしい。	警察の業務や勤務体制については、市の所管ではございません。 御意見については、警察にお伝えしてまいります。	E

2 宮前区構想に関すること

(1) 都市づくりの基本理念に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	めざす都市像に「ガーデン区」という言葉があるが、宮前平駅周辺にはマンションが次々と建設されており、緑がなくなっている。 マンション建設が法的に問題ない、ではなく、都市計画法を変えるべき。	「ガーデン区」については、改定素案第3部 I 1でお示ししているとおり、緑の保全だけでなく、人と人のつながりや交通利便性など、さまざまな観点から、「宮前区らしい特色のある郊外住宅地としての環境を守り育むことをめざす」ことをイメージしているものです。 街なかの緑については、第4部 III 3 (3)において、「市民や事業者との協働により、民有地の緑化を促進する」方針を示しており、引き続き、市街地の緑化の推進に努めてまいります。 なお、都市計画法の改正については、国の所管になります。	D
2	「めざす都市構造」(4)に東京、横浜方面へのアクセス強化に関する記載があるが、31ページを見ると川崎南部方面へも2.4万人のトリップがあるので、川崎南部方面へのアクセス強化も追記してほしい。	宮前区から川崎南部方面へのアクセス強化を図るためには、鉄道の輸送力強化や、路線バス等による駅へのアクセス向上を図る必要があります。 改定素案第3部 III 2 (4)において、路線バス等による、田園都市線やJR南武線の駅へのアクセス強化をめざすことを意味する方針として「公共交通による駅等へのアクセスを向上させる地域の交通環境の整備」を示しており、川崎南部をはじめとした、市内他区へのアクセス向上についても取り組んでまいります。	D
3	鉄道沿線を中心としたまちづくりとあるが、鷺沼駅への一点集中ではなく、各地域の歩いて行ける距離に1つのコミュニティの拠点を設置し、高齢化社会に備えるべきである。駅から離れた地域は見捨てられるのではないか。どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを進めてほしい。 (同趣旨他16件)	「鉄道沿線のまちづくり」は、拠点駅周辺の整備の効果を、沿線の身近な駅や、駅を中心とした生活行動圏に波及させていくことにより、駅から離れた地域も含めた生活行動圏全体の都市機能の向上等を図る考え方です。 また、「コンパクトで効率的なまちづくり」とは、「駅周辺における必要な都市機能集約や、郊外部の住宅地における地域交流の場の形成と併せて、両者間における公共交通によるアクセス環境が整えられた、効率的で持続可能なまち」を意味しております。 この「コンパクトで効率的なまちづくり」の考え方に基づき、改定素案第3部 III 2	D
4	鉄道沿線のまちづくりではなく、鉄道から離れた地域のまちづくりについて検討してほしい。		
5	コンパクトシティの意味をはき違えた今回の宮前区構想の駅を中心とする改定には反対である。		

6	<p>区内には3つの駅しかない。今まで通りの静かで穏やかなまちづくりでいいのではないか。コンパクトシティ政策も時代や地域によって変わるため、考え直す時である。</p>	<p>(6)において、郊外部におけるまちづくりとして、「多様な住まいや地域交流の場の形成を図り、居住地の魅力を高めるまちづくりの取組を促進する」方針や、「住宅地内において生活支援関連サービス機能の維持・向上に資する取組を促進する」方針を示しております。 引き続き、これらを踏まえた住みやすく暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。</p>	
7	<p>「少子高齢化の進展や人口減少を見据えたコンパクトで効率的なまち」の人口減少には根拠がない。推計では25年後に100人減少するだけである。 (同趣旨8件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、国の『都市計画運用指針』において、「長期的視点に立ち、計画的な都市計画行政を進めるための指針」として位置づけられていることから、本市では、およそ30年後のめざす都市像に向けてまちづくりの方針を示しております。</p>	
8	<p>コンパクトなまちづくりと言うが、過疎地ではないのだから、国の構想を一律的に反映したものにするのはおかしい。宮前区が誕生してから、人口や税収が大きく増えているにも関わらず、区内の公共施設はほとんど増えていないため、宮前区構想の改定においては人口増加を踏まえた施設整備の方針を示すべきと考えるが、素案は人口減少を見据えたものとなっており、根本的な考え方方が違うと思う。 (同趣旨他2件)</p>	<p>改定素案では、長期的に見込まれる、人口減少や、少子高齢化のさらなる進展に対応するために、コンパクトで効率的なまちをめざすこととしております。</p>	D
9	<p>有馬方面は横浜市都筑区と近接しており、港北ニュータウンの店舗や公園を利用することも多い。また、港北ニュータウンから鷺沼駅へのバス便を利用する人も相当多数いて、相互に行き来があることから、鷺沼の再開発にあたっては、都筑区の人にも利用しやすいものになることを望むと同時に、まちづくりの構想も都筑区と連携して策定することを強く望む。</p>	<p>隣接市との関係性については、改定素案第3部 III 2 (1) (3) (4)において、「鉄道を主軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担する」ことで各駅の特性に応じたまちづくりをめざす方針や、「公共交通により駅等へのアクセスを向上させる地域の交通環境の整備をめざす」方針を示しており、隣接する都市である横浜市都筑区や青葉区の拠点地区の状況も勘案し、適切な都市機能の連携・分担を図りながらまちづくりを進めてまいります。</p>	D

(2) 分野別的基本方針に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	横浜市高速鉄道3号線の延伸に伴い、区境に新たに設置される身近な駅周辺（ヨネッティー王禅寺付近）と地域生活拠点である鷺沼・宮前平駅周辺地区との連携強化を記載してほしい。	<p>身近な駅については、改定素案の上位計画である、都市計画マスタープラン全体構想において「鉄道を主軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担し、地域の特性や課題に応じた生活利便性の向上をめざす」方針を示しております。</p> <p>それを踏まえ、改定素案では、第3部 III 2 (1)において「鉄道を主軸に、近隣都市や身近な地域が「連携」したまちをめざす」方針を示しており、御意見の趣旨を含めたものとして整理しております。</p>	D
2	市内の東急田園都市線沿いは二子玉川やたまプラーザなどの近隣都市に大きな遅れをとっている。多くの人が集客できるような施設を作るべきでないか。鷺沼で再開発を行うならば区民しか使わない区役所でなくて大型ショッピングモールの方が良いのではないか。	<p>鉄道駅周辺の都市機能については、改定素案第3部 III 2 (1) (3)において、「鉄道を主軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担することで、各駅の特性に応じたまちづくりをめざす」方針を示しており、二子玉川やたまプラーザも含めた近隣都市との適切な機能分担等を勘案しながら、都市機能の適切な誘導を図ってまいります。</p> <p>このうち、鷺沼駅周辺地区については、第4部 I 1 (1)において、「民間事業者による再開発事業を契機とした、商業、都市型住宅、文化・交流など多様で魅力的な都市機能の集積および交通結節機能の強化に向けた取組を促進する」こととしており、本方針に基づき、魅力ある拠点の形成をめざしてまいります。</p>	D
3	田園都市線沿線においては、大規模な都市機能は二子玉川やたまプラーザと溝口に任せればよく、宮前区内の3駅周辺には、鉄道会社に任せずに、簡易な行政機能やユニバーサルデザイン化など、ローカルで必要な機能や独自のものを、市民意見を募って導入するべき。	<p>鉄道駅周辺の都市機能については、改定素案第3部 III 2 (1) (3)において、「鉄道を主軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担することで、各駅の特性に応じたまちづくりをめざす」方針を示しております。</p> <p>また、鷺沼駅周辺地区については、第4部 I 1 (1)において、「民間事業者による再開発事業を契機とした、商業、都市型住宅、文化・交流など多様で魅力的な都市機能の集積および交通結節機能の強化に向けた取組を促進する」方針を示しており、二子玉川やたまプラーザも含めた近隣都市との適切な機能分担等を勘案しながら、都市機能の適切な誘導を図ってまいります。</p> <p>今後の各駅周辺のまちづくりについては、第4部 I 2でお示している「鉄道事業者等と連携し、地域特性や地域資源を活かした暮らしやすいまちをめざす」方針に基づき、地域の特性を活かした、駅周辺の魅力向上を図ってまいります。</p>	D

4	<p>宮前区は農地が多いことが特徴であるが、現状の項目でほとんど触れられていない。分析している項目が高津区と全く同じ。また、方針についてもどうしていくのか記載がない。</p>	<p>宮前区における農業については、改定素案第4部 I 及びIII「現状・課題」において、「宮前区は市内で最も生産緑地面積が広い区だが、減少傾向にあり、農業従事者の後継者不足や営農環境の悪化への懸念などが課題となっている」などの状況を示すとともに、第4部 I 4、III 3（4）において、「農地の保全と活用を進めるとともに、住宅地と農地が調和したまちづくりを進める」などの方針を示しております。</p>	D
5	<p>宮前区は、文化施設や企業の誘致について、他区と比較して著しく劣っているように思えるため、現区役所跡地の有効活用が必要である。</p>	<p>文化・業務等の諸機能の誘導については、改定素案第4部 I 1（1）において、「鷺沼・宮前平駅周辺地区は、商業・業務、文化・交流等の諸機能の集積等を誘導することとしており、本方針に基づき、地域の特性を活かした市街地の形成を促進してまいります。</p> <p>なお、現区役所等施設・用地の活用については、地域課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案し、今後、市民参加の機会も確保しながら検討を進めてまいります。</p>	C
6	<p>宮前平駅周辺を「高度利用地区」とするのを取り消し、高さ制限条例を制定してほしい。タワーマンションは環境を破壊し災害にも弱く、時代遅れである。</p> <p>（同趣旨他14件）</p>	<p>改定素案第4部 I 1（2）において、「鉄道駅を中心とした拠点地区等では、土地の高度利用を図ることによる、市街地の環境改善等、計画的な土地利用の誘導に努める」方針を示しておりますが、これは、土地の有効活用を図るという意味であり、「高度利用地区」の指定を意味するものではありません。</p> <p>拠点地区の一つである宮前平駅周辺については、第4部 1（1）において、駅周辺の動向等も踏まえつつ、適切な機能分担等を勘案しながら、地域特性を活かした拠点の形成をめざすこととしております。</p> <p>なお、建築物の高さについては、住宅地の環境を維持するため、都市計画の制度上の「高度地区」として、用途地域に連動して指定しており、この中で制限をしております。</p>	D

7	<p>必要以上の高層建物は景観を損ねるほか、急激な人口増でインフラやサービスに歪みを生む要因となるため、駅前といえど、容積率だけでなく高さ制限が必要。</p>	<p>本市では、地域の状況に応じて地区計画等も活用しながら無秩序な開発を抑制とともに、都市基盤整備と合わせて、商業、業務、都市型住宅等の都市機能の集積を誘導することにより、利便性の高いまちづくりを進めております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、改定素案第4部 I 1（2）において、「拠点地区等は、市街地再開発事業や地区計画を活用し、土地の高度利用を図ることにより、計画的な土地利用の誘導に努める」方針を示しております。また、住宅地の環境を維持するために、用途地域に連動して高さ制限等を規定する「高度地区」については、駅前等の、主に商業・業務機能等の集積による利便の増進を図る地域である「商業地域」においては、指定しておりません。</p>	D
8	<p>尻手黒川線の水沢付近は交通量があるのに活気がない。宮前区独自の商業施設などがあればそこに行く人が増え周辺に活気が出るのではないか。</p>	<p>水沢付近の尻手黒川道路の沿道地域については、幹線道路沿道エリアに該当し、改定素案第4部 I 3（5）において、「周辺の住環境に配慮しつつ、地域のニーズ等を踏まえながら、商業や生活支援関連サービス機能等が調和した土地利用を誘導する」こととしていることから、本方針に基づき、良好な住環境の形成をめざしてまいります。</p>	D
9	<p>有馬地区近辺では、ある程度広い住宅を購入しようとしても価格が高すぎて、若い世代がやむを得ず、より地価の安い、都心から離れた場所に住む人が多く、残念。</p>	<p>子育て世帯等の若い世代の住宅取得については、比較的安価な既存住宅等を活用して、ゆとりある住環境を享受できることが重要と考えております。</p> <p>こうしたことから、改定素案第4部 I 3（6）①において、「既存ストックの活用や世代間循環の促進、ライフステージに応じた住み替えを円滑にする情報提供の充実等」に取り組む方針を示しております。</p>	C
10	<p>誰もが住みやすい街にするためには、バリアフリーとともに、誰もが集えて仲間を作れる場所が必要で、そのために、鷺沼駅周辺には利便性重視の場所、現区役所跡地には緑豊かな集える場所の形成をお願いしたい。</p>	<p>誰もが集える場所づくりについては、改定素案第4部 I 3（6）④において、「地域交流の場の形成によるコミュニティの拠点づくりを図る」方針を示しております。</p> <p>また、鷺沼駅周辺については、第4部 I 1（1）において、「文化・交流など多様で魅力的な都市機能の集積などを図る」方針を示しております。</p> <p>本方針に基づき、誰もが住みやすいまちづくりをめざしてまいります。</p> <p>なお、現区役所等施設・用地の活用については、地域課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案し、今後、市民参加の機会も確保しながら検討を進めてまいります。</p>	C

11	「地域交流の場の形成による生活圏のコミュニティの拠点づくり」の項目に、高齢者がより安心して日常を過ごせるように、以下の文を追加することを提案する。 「・地域における人的な見守り活動とともに、民間企業と連携して推進します。」	御意見の改定素案第4部 I 3 (6) ④においては、「高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、「住民や事業者による地域の活性化やまちの課題解決に向けた取組を促進する」方針を示しており、御意見の趣旨も含めた方針として、整理しております。	D
12	「良質な住宅ストックの形成」の項目について、高齢者が住み慣れた地域において多様な世代によるコミュニティの中で安心して住み続けるためには、住宅のバリアフリー化及びヒートショック対策は欠かせないと考えるため、以下の通り修正を提案する。 「・戸建て住宅やマンション等のバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等を支援するとともに、ヒートショックの予防に向けた断熱化の取組や未暖房室への暖房設備の設置等を促進し、誰もが安全で快適に暮らせる良質な住宅の維持・形成を図ります。」 また、ヒートショックに関するコラムの追記を提案する。	住宅のバリアフリーとヒートショック対策は重要と考えており、改定素案第4部 I 3 (6) ⑤において、「住宅のバリアフリー化等を支援するとともに、ヒートショックの予防に向けた断熱化の取組等を促進する」方針を示しております。 この方針は、御意見の趣旨も含めたものとして、整理しております。	D
13	宮前区構想の 50、51 ページの「地域特性等からみた地域別のまちづくりの方針」が唐突すぎて、全市版から駅を中心としたまちづくりを掲げているのであれば不要ではないか。また、田園都市線沿線地域に宮崎台駅がないのはなぜか。	改定素案第4部 I の「地域特性等からみた地域別のまちづくりの方針」については、区民提案を受けて現行の宮前区構想の中で記載している、地域特性等からみた地域別にまちづくりの方針を整理する考え方です。 今回の改定にあたっては、全体構想に即した「鉄道沿線のまちづくり」の考え方に基づき、鉄道駅を中心とした身近な生活圏ごとにまちづくりの方針を整理しましたが、現行の宮前区構想の策定時に区民の皆様に御検討いただいた考え方で重要な視点であることから、御参照いただけるように引き続き掲載しております。 なお、宮崎台駅に関する記載については、(1) ②に含まれております。	D
14	宮前区はほかの区と比較して駅が少ないためバスに関する手厚くマスタープランに記載すべきと思うが、高津区とほぼ同じ記載となっている。こういったところで違いが出ないのであれば区版を作る必要がないのではないか。	駅へのアクセス向上に向けて路線バスネットワークの充実を図る方針は全市に共通するため、類似の記載となっているものもありますが、第4部 II 「現状・課題」 ⑤において、「区内の多くが丘陵地で坂道が多い一方、鉄道駅が少なく、身近な移動手段の確保が求められている」状況を示すとともに、II 3 (1)において、「宮前区は、鉄道駅から離れた地域が多いことから、地域住民の足となる路線バスサービスの維持、充実に向けた取組を推進する」方針や、「鷺沼駅前を発着する路線バスについて、各方面からのアクセス強化を図るための取組を推進する」方針を示すなど、宮前区の状況を踏まえた記載を行っております。	D

15	<p>駅へのアクセス向上が都市づくりのポイントとしてあげられ、鉄道駅への交通アクセスの改善に寄与する道路網の整備等が記されていることから、鷺沼駅を起点とした宮前区の交通ネットワーク構築等に資する都市計画道路である、梶ヶ谷菅生線、登戸野川線について、優先事業化し、早期に完成させてほしい。</p> <p>また、宮崎台駅周辺は土地区画整理事業から外れた区間の都市計画道路がどれも軒並み未着手のままとなっており、本来は駅と外縁部をつなぐはずの道路が分断されてしまっていることからも上記の早期完成を望む。</p>	<p>幹線道路の整備については、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度からの10年間を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し取組を進めております。</p> <p>これを踏まえ、改定素案第4部 II 1 (3) ②において、「道路整備プログラムに基づく重点的な取組により、効率的・効果的な幹線道路の整備を進める」方針を示しております。</p> <p>宮崎台駅周辺の都市計画道路である梶ヶ谷菅生線や登戸野川線については、道路整備プログラムの整備推進路線に位置づけておらず、事業着手の時期は定めておりませんが、今後の市内のまちづくりの進展など周辺環境の変化にも注視しながら、計画的な道路整備を進めてまいります。</p>	D
16	<p>宮前区構想改定素案について、ヨネッティ一王禅寺付近の駅の設置による、鉄道駅への交通アクセスの改善に寄与する道路網の整備が必要である。</p> <p>鉄道網の整備の項目では新駅設置の記述があるのでに対し、道路網の整備の項目内に、関連する方針が示されていないため、P54 第4部交通体系 1 (3) に「ヨネッティ一王禅寺付近の駅の設置による、鉄道駅から離れた地域の交通利便性の向上などを図るため、横浜市と連携して、都市計画道路網の整備をめざします。」と追記してほしい。</p>	<p>鉄道駅への交通アクセスの改善に寄与する道路については、改定素案第4部 II 1 (3) ①において、「鉄道駅への交通アクセスの改善に寄与する道路網の整備」をめざす方針を示しております。</p> <p>この方針は、ヨネッティ一王禅寺付近の横浜市高速鉄道3号線新駅への、区内からの交通アクセスについても含めたものとして整理しております。</p>	D
17	JR武藏野南線との連携を考慮して輸送用トラックの通行などを重視しすぎているのではないか。	交通環境については、改定素案第4部 II 1 (3) において、「「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する道路や、拠点地区における都市機能の集積を支える道路、鉄道駅へのアクセス改善に寄与する道路網の整備」をめざす方針などを示しておりますが、これらの方針は、貨物輸送等を重視しているものではありません。	D
18	土地区画整理事業による面的な整備が行われていない特に高低差のある丘陵地では、高齢者が安心してバス停まで歩ける道がないため、宮前区役所の移転を見据え、現状分析に基づいた都市計画道路の見直しや生活道路の整備が必要ではないか。	<p>生活道路の整備については、改定素案第4部 II 2 (2) ①において、「歩行者が安全・安心で利用しやすい生活道路の整備を推進」する方針や、改定素案第4部 II 1 (3) ①において、「公共交通の利用環境の向上を図るために道路網の整備をめざす」方針を示しております。</p> <p>また、都市計画道路の見直しについては、改定素案第4部 II 1 (3) ④において、「社会経済環境の変化等を捉えて総合的に検証し、必要に応じて見直しを進める」方針などを示しており、安全で快適な道路の整備を進めてまいります。</p>	C

19	<p>鷺沼駅がこのままの計画だと、非常に車が混むと思う。鷺沼駅前ののみだけでなく、鷺沼駅から宮前郵便局までの間など、その周辺の渋滞まで考えて検討してほしい。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>	<p>鷺沼駅周辺の交通環境については、改定素案第4部 II 2 (1) ①において、「民間事業者による再開発事業を契機に再整備する交通広場等の利便性向上に向けた取組として、通過交通等に配慮した、駅周辺の交通流の改善を図る」方針を示しております。本方針に基づき、交差点の集約化や周辺道路への右左折レーンの設置等による交通流の改善を図るとともに、拡充されるバスバース等を活用し、路線バスネットワークの充実を図ることで、公共交通機関の利用促進を図り、交通渋滞の緩和に努めてまいります。</p> <p>なお、再開発事業における環境影響とその対応については、環境アセスメント手続きの中で整理されます。</p>	D
20	<p>スピードを出し過ぎている車が多く、特に宮前平駅周辺は危険であるため、速度規制を強化すべきである。また、歩道の道幅も狭いため、歩道の拡幅と無電柱化を推進すべき。</p>	<p>生活道路における歩行者等の安全性確保については、改定素案第4部 II 2 (2)において、「歩車分離に関する方針や警察等と連携した交通安全対策を推進する」方針を示しております。</p> <p>また、無電柱化については、第4部 IV 2 (1) ①において、「『川崎市無電柱化整備基本方針』に基づき、効率的な無電柱化を推進する」方針を示しております。</p> <p>こうした方針に基づき、安全・安心な歩行空間の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	D
21	<p>向丘地区の道路整備は進んでおらず、60年間変わっていない。</p>	<p>道路整備については、改定素案第4部 II 1 (3)において、「鉄道駅への交通アクセス改善や防災性向上等に資する道路網の整備をめざす」方針や、「効率的・効果的な幹線道路の整備を進める」方針等を示しており、本方針に基づき、道路の効果的な整備による交通の円滑化や都市機能の向上をめざしてまいります。</p> <p>なお、宮前区内では昭和21年以降42.7 kmの都市計画道路が計画決定され、平成31年4月時点で約87%が整備済であり、向丘地区を通過する都市計画道路である野川柿生線や向ヶ丘遊園菅生線などでは、多くの区間が整備済みとなっております。</p>	D
22	<p>鷺沼から小田急沿線をつなぐバス路線がなく不便であるため、路線の新設を早急に検討してほしい。</p>	<p>改定素案第4部 II 3において、「鷺沼駅を発着する路線バスについては、駅周辺の再整備に伴い拡充されるバスバース等を活用し、バス事業者と連携しながら路線バスネットワークの充実をめざす」方針を示しており、輸送需要や地域の特性を踏まえながら、バスネットワークの充実に向けた取組を、事業者と連携して進めてまいります。</p>	C

23	<p>宮前区構想改定素案59ページの、鷺沼駅を発着する路線バスに関する記述について、具体的に示すなら、向丘地区方面だけでなくヨネッティー王禅寺や、聖マリアンナ医科大学病院方面などからのアクセス強化についても示してほしい。</p>	<p>鷺沼駅を発着する路線バスについては、改定素案第4部 II 3 (1)において、「路線バスネットワーク充実に向か、向丘地区方面などからのアクセス強化を図るため既存路線の再編などの取組を推進する」方針を示しております。</p> <p>これは各方面から鷺沼駅へのアクセス強化を図ることを意味しており、御意見の趣旨に合致するものと考えておりますが、よりわかりやすい表記とするため、「小田急線方面や聖マリアンナ医科大学方面、向丘地区方面などからのアクセス強化に向けて修正いたします。</p> <p>引き続き、駅周辺の再整備等を契機として、路線バスの利用実態や需要動向等を踏まえ、バス事業者と連携しながら、路線バスネットワークの充実に向けた取組を進めてまいります。</p>	A
24	<p>宮前区は面積当たりの鉄道駅数が川崎市の中で圧倒的に少なく、鉄道利便性に恵まれていないエリアである。</p> <p>駅から離れた地域では既に高齢化率が高く、今後、区全体でも高齢化が進み、高齢者のみの世帯が増加することを踏まえると、車に頼らない交通体系の整備が必要だが、路線バス等は移動利便性に限界があり移動負荷も高くなるため、鉄道駅を市域にバランス良く配置することが重要。横浜市高速鉄道3号線の新駅（ヨネッティー王禅寺付近）と鷺沼駅と武蔵小杉駅を結び、宮前区の鉄道空白地帯を横断する鉄道の計画をあらためて検討してほしい。</p>	<p>平成30年3月の川崎市総合都市交通計画において、川崎縦貫鉄道計画は、財政負担が極めて大きいこと、また、今後の超高齢化や人口減少を踏まえると、将来的にも事業着手できる環境にはないと判断により、廃止しております。</p> <p>川崎市総合計画第2期実施計画においては、「駅などへのアクセス向上は路線バスによる対応を基本とし、路線バスサービスの維持、充実に向けた取組を推進する」方針を示しております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、改定素案第4部 II 3 (1)及び(2)において、「路線バスを基本とした駅へのアクセス向上」や「路線バスの速達性・定時性の向上」をめざす方針等を示しており、身近な公共交通を利用しやすいまちづくりに向けた取組を進めてまいります。</p>	D
25	<p>川崎縦貫高速鉄道が計画廃止となったことから、JR武蔵野南線活用の再検討や、尻手黒川道路を通り王禅寺から元住吉や尻手をつなぐ路線を追加するなどのバス路線の見直しにより、南北交通の利便性向上を図るべき。</p>	<p>市域の南北間の交通については、改定素案の上位計画である都市計画マスターplan全体構想において、「既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通網の整備をめざす」方針を示しており、既存の鉄道網の輸送力増強等と併せて、路線バス等の地域交通ネットワークの充実等により、交通利便性の向上を図ることとしております。</p> <p>なお、JR武蔵野南線については、旅客線と比べて運行速度が著しく遅い貨物線として運行されており、列車間隔等の制約から旅客化は困難であるとされております。</p>	D

26	横浜市高速鉄道3号線が延伸しても宮前区への影響は限定的であるため、川崎縦貫鉄道が廃止された今こそ、JR武蔵野南線の旅客化が必要なのでないか。旅客化が難しいとしても災害時の有効利用などを検討する必要があるのでないか。	JR武蔵野南線については、旅客線と比べて運行速度が著しく遅い貨物線として運行されており、列車間隔等の制約から旅客化は困難であるとされております。 また、梶ヶ谷貨物ターミナル駅との災害時の連携については、その管理者が宮前区地域防災連絡会議の委員であることから、日頃より、情報共有や連携を図っております。	D
27	太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進は温暖化対策や低炭素型まちづくりの重要な取組の一つだが、その出力が天候などに左右され安定しないことやスペースが必要であることから、都心部では、ガスコーチェネレーションシステムの導入が、再エネを補完する意味でも有効であり、以下の通り修正することを提案する。 「・防災拠点となる公共施設等において、コーチェネレーションシステムや再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の低炭素化と分散型電源による災害時における機能の維持を図ります。」	公共施設等へのコーチェネレーションシステムの導入については、改定素案第4部Ⅲ1(1)②において、都市環境の視点から「公共施設等の太陽光発電システムやコーチェネレーション等の導入などに努める」方針を示すとともに、第4部Ⅳ2(2)においても、「防災拠点となる公共施設等において、再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の低炭素化と自立分散型エネルギー化を図る」方針を示しております。 この方針は、御意見の趣旨も含めたものとして、整理しております。	D
28	夜間のバイク等の騒音について、改善がみられず、騒音対策を警察と連携して推進すべき。	道路の騒音対策については、改定素案第4部Ⅲ1(2)①において、「道路緑化を進めるとともに低騒音舗装等の道路構造の改善に努める」方針を示しており、周辺市街地への騒音の影響を低減する取組に努めてまいります。 なお、夜間のバイク等の走行については、御意見を警察にお伝えいたします。	D
29	生田緑地やその他の公園について、他地域の事例やモデルケースなどを用いて、るべき姿のイメージを明確にすべき。	大規模公園・緑地については、改定素案第4部Ⅲ2(1)において、「レクリエーション、防災、環境保全等の機能の発揮をめざす」方針を示しております。 より詳細な検討や方針については、「川崎市緑の基本計画」、「生田緑地ビジョン」等の関連計画により示しております。	D
30	土砂災害警戒区域等の斜面地の崩壊や河川の増水を防ぐために、保水機能のある斜面緑地の積極的な保全が必要ではないか。 今後、人口が減少し、空き家が増えていくにも関わらず、斜面緑地が宅地化されているため、斜面緑地を市街化調整区域としたり、市が積極的に買い取ったりするなどの対応を行っても良いと考える。	防災に資する緑地の保全については、改定素案第4部Ⅲ2(1)及びⅣ1(4)②において、「保水・遊水機能をはじめとした防災機能に資する良好な緑地の保全を図る」方針を示しております。 斜面緑地の保全は環境と防災の両方の視点で重要であると考えておりますので、引き続き、効果的な手法を検討しながら、取組を進めてまいります。	D
31	子供の遊び場がない。	改定素案においては、第4部Ⅲ2(2)に「計画的な公園・緑地の配置に努める」方針を示しており、本方針に基づき、子どもの遊び場や、地域コミュニティの場となる公園の整備・活用を進めてまいります。	D

32	大規模公園緑地の整備・活用に関する記載や、緑や水と調和した住宅地景観の形成に関する記載について、菅生緑地、生田緑地とならんで東高根森林公园も明記してほしい。	東高根森林公园については県立公園であることから、改定素案第4部 III 3 (2) 及び5 (4)において示した、「大規模緑地・公園の整備」等の方針における例示には含めておりませんが、宮前区の「公園緑地の拠点」として、引き続き、神奈川県と連携して、豊かな自然の保全と活用に向け、取組を進めてまいります。	D
33	新規に建設されるマンション等について、通り沿いでは植栽も少なく、コンクリートの壁のようになっており良くない。植栽の幅を増やし、通り沿いを緑で繋ぐことで街に一体感を持たせてほしい。街のイメージが良くなれば、人口減少の時代になっても、宮前区に住みたい、住み続けたい人が出てくる。	改定素案第3部 I 1において、宮前区のめざす都市像を「宮前区らしい特色のあるまち”ガーデン区”」としており、自然と市民の生活が調和する豊かな地域をめざしてまいります。 それを踏まえ、住宅地の景観について、第4部 III 3 (3) 及び5 (4)において、「住宅等の民有地緑化を促進し、緑豊かなゆとりのある住宅地をめざす」方針を示しており、緑と調和した住宅地の形成に取り組んでまいります。	C
34	河川沿いについては、名所をつくるなどの特色を出してはどうか。	河川沿いのまちづくりについては、改定素案第4部 III 4 (2)において、「河川は、治水上の機能に加え、動植物が生息する水と緑の空間、市民に潤いとやすらぎをもたらすオープンスペース、沿川地域と一体となった都市景観の形成、防災機能といった多様な役割を果たしていることから、治水安全度の向上と、自然生態系の保全と回復とのバランスの取れた河川整備をめざす」方針を示しており、水に親しめる河川づくりを進めてまいります。	D
35	宮前区民は緑豊かな自然環境を望んでいると思うが、近年は小規模開発が増加し、農地が宅地化されることも多い。 これらのことから道路事情が悪くなり、住みにくくなりつつあるため、条例等により地主個人だけでなく地域の住民が協力して、景観に優れた住みよいまちづくりを進めていくべき。	改定素案第4部 III 5 (4) などにおいて、「農地を含む緑と調和した住宅地の景観形成をめざして住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する」方針や、「地権者の協力を得ながら緑や農地の保全など自然環境に配慮した土地利用を誘導する」方針を示しており、こうした方針に基づき、良好な街なみ景観の形成をめざしてまいります。 また、本市では、地域や地区の個性を活かした住みよいまちづくりに向け、市民が主体となったまちづくりを行う手続や仕組みを定めた「川崎市地区まちづくり育成条例」を制定しており、市民等が主体となって、身近な地区で行う土地や建物に係る居住環境の維持や改善に関する活動を支援し、まちづくりのルールや活動計画の作成を通じて、地区の状況やニーズに応じたまちづくりを推進しております。	B

36	<p>昨今の大型台風やゲリラ豪雨、巨大地震への対策を踏まえた記述としてほしい。特に台風では宮前区に大きな被害はなかったと思うが、他区の被害例などを参考に、ライフラインに関する災害対策の方針を追加するべき。</p>	<p>災害対策については、令和元年東日本台風による浸水被害を受けた検証・検討結果に基づき、『地域防災計画 風水害対策編』の修正を行うなど、昨今の事象を踏まえた災害に強いまちづくりを目指しているところです。</p> <p>こうした関連計画を踏まえ、改定素案では、第4部 IV 1、2において、「道路空間の確保や上下水道の耐震化等の促進、急傾斜地崩壊防止や雨水貯留施設等の設置促進、無電柱化の推進」などの自然災害への対策に関する方針を示しております。</p>	D
37	<p>土砂災害特別警戒区域の指定が始まっているが、災害が予想されるところは都市計画により人が住めないようにすべきなのでないか。その方策を示すのがマスタープランでないのか。</p>	<p>自然災害への対策については、改定素案第4部 IV 1、2において、「道路空間の確保や上下水道の耐震化等の促進、急傾斜地崩壊防止や雨水貯留施設等の設置促進、無電柱化の推進」などの方針を示しております。本市では、現在、多くの方がお住まいであるため、災害が予想されるエリアに対して一様に居住を制限することは困難と考えております。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域については、関係法令により、開発や建築を行う際に、特定の開発行為に対する許可制など、必要な規制等がなされております。</p> <p>引き続き、自然災害の被害を軽減する取組に努めながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。</p>	D
38	<p>宮前区の都市防災では、気候変動の悪影響として暴風があると考えている。令和元年東日本台風でも風速40m/s位の暴風で多くの倒木があり、今後、さらに強い台風が来る恐れもあることから、暴風の影響を加味した記載としてほしい。</p>	<p>暴風被害への対策の一つとして、改定素案第4部 IV 2 (1) ①において、地震や台風などの災害時における電柱の倒壊等を防ぐ視点から、「川崎市無電柱化整備基本方針に基づき、効率的な無電柱化の推進を図る」方針を示しております。</p> <p>こうした方針に基づく取組を進めるとともに、昨今の気候変動の顕在化を踏まえた、必要な対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めてまいります。</p>	D
39	<p>避難所の整備に関する記載について、以下の通り修正することを提案する。</p> <p>「・地域防災拠点及び市立小学校等の避難所について、(中略)施設の更新等に合わせて、避難者の居住空間として停電時の電源の確保や空調を確保する観点から、自立分散型電源や電源自立型空調の設置を推進等、全般的な改善、さらには災害時要援護者に配慮したバリアフリー対策に努めます。」</p>	<p>都市計画マスタープランがまちづくりの基本的な方針であることから、施設の具体的な改善策について示すものではございません。</p> <p>なお、避難所の整備については、改定素案第4部 IV 3 (1) ②において、「地域防災拠点及び市立小学校等の避難所について、施設の安全性を確保するとともに、施設の更新等に合わせて、全般的な改善やバリアフリー対策に努める」方針を示しており、被災者の臨時的な生活の場として、改善等に努めてまいります。</p>	D

40	<p>災害時においても、自助努力としての非常時におけるエネルギー確保の観点より、以下の項目を追加することを提案する。</p> <p>「非常時のエネルギー確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の耐震化に加えて、家庭用燃料電池等の高効率自立分散型電源を住宅にも設置することにより、必要最低限のエネルギーを区民一人ひとりが自立的に確保することが可能となります。」 	<p>災害への対応における「自助」の取組については、本市では、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の用意、家具の転倒防止やブロック塀の点検といった家屋の安全対策、避難場所や避難経路の確認、家族間での緊急時の対応の確認など、命を守るために取組について、広く市民に求めており、引き続き、周知・啓発に努めてまいります。</p>	D
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(3) プラン全般について

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	宮前区構想改定素案の説明会について、質疑が鷺沼再開発反対の話題ばかりになってしまい、反対集会のような様相になってしまった。これは、主催者側の不手際であり、反省を促す。	改定素案の説明会では、冒頭に、鷺沼駅前再開発事業の具体的な内容を御案内する趣旨の説明会ではないことを御案内させていただきましたが、特定の話題に集中したことで、説明会の質疑応答の雰囲気に好ましくない印象を持たれたことについては、課題として受け止め、今後とも、説明会等の適正かつ円滑な運営に努めてまいります。	D
2	素案の説明会を区内の他の場所でも開催してほしかった。説明会が1回だけでは、区民から広く意見を聴取する、という姿勢が欠けている。	パブリックコメントの実施については、市政だより等で広報するとともに、情報プラザ、区役所の市政資料コーナー等に加え、有馬・野川生涯学習施設「アリーノ」でも資料を設置いたしました。 併せて素案の内容等のご説明を丁寧に行うため、説明会を実施したものです。 引き続き、より多くの市民の皆様から御意見をいただけるように努めてまいります。	D
3	宮前区の町名の入った地図をA3位で作成し、現在の道路や交通の状況、自分たちの町の現状、改定素案ではどのように変わらるのか、一目で区全体が良く解るような資料が欲しかった。素案説明会で配布された説明資料は図表示が小さく見にくかった。	素案説明会で配布した説明資料は、スクリーンに投影したスライドをまとめたもので、図面も小さくなっていました。引き続き、わかりやすい資料の作成に努めてまいります。 なお、改定素案でも、都市構造図をはじめ、土地利用、交通体系、都市環境、都市防災の各分野の現状図と方針図など、各種図面を掲載しており、ホームページにも掲載しておりますので、御参考ください。	D
4	地域団体へのヒアリングやフォーラムでの意見聴取については、地域の学校のPTAや自治会等からの聴取だと思うが、昼間は働いていて地域にいない世代など、より多くの住民の意見をくみ上げてほしい。	地域団体ヒアリングについては、一般の方々への意見聴取であるパブリックコメントやワークショップ等に加え、地域で活動されている様々な分野の方々の目線からも御意見をいただく趣旨で行っており、地域の事業者（商業、工業、不動産業）や農業者、交通事業者、消防団、区PTA協議会、まちづくり団体などに実施しました。 このうち、区PTA協議会については、子育て世代であるとともに現役世代としての観点からの意見聴取も目的としており、各学校のPTAにお持ち帰りいただき御検討いただいたうえで、御意見をお寄せいただいております。	D

5	<p>改定素案では、区民提案の理念を継承するとしているが、人口や環境等が区民提案策定当時から大きく変わっている。少数・特定の意見聴取ではなく、区民全体を対象とした意向調査が必要である。</p>	<p>区民提案はおおむね20年後の将来像を展望して策定していただいたものであり、都市づくりの基本理念は長期にわたり普遍性を持つものと考えることから、今回の改定にあたっては、現行のめざす都市像を基本的に継承することとしました。</p> <p>一方で、現在の宮前区を取り巻く課題等を踏まえた取組を進める必要があることから、近年の新たな課題等について、一般市民に加え、地域の事業者や農業者、交通事業者、消防団、区PTA協議会、まちづくり団体など、まちづくりに関連する幅広い分野の方々から御意見をいただき、各方針等を取りまとめております。</p> <p>なお、様々な意見聴取の場面で、基本理念等を継承する考え方をお示しし、おおむね賛同する御意見をいただいております。</p>	D
6	<p>第5部の鉄道沿線のまちづくりの考え方では、向丘地区を高津区溝口駅に、野川地域を武蔵新城駅に区分けしてあり、宮前区としての責任を放棄している。鉄道会社の計画によりかかった歪んだ行政にしようとされているのではないか。</p> <p>(同趣旨他8件)</p>	<p>改定素案第5部では、お住まいの地域のまちづくり等を身近に感じていただくため、鉄道駅を中心とした身近な生活圏ごとに、まちの特徴やまちづくりの方針を整理しております。</p> <p>また、身近な生活圏のゾーン分けについては、大都市交通センサス調査や市民アンケートの結果を基に、通勤・通学や日常的な活動における鉄道駅の利用圏を大まかに設定しております。</p> <p>なお、宮前区の野川については、鷺沼・宮前平駅ゾーンと梶が谷駅ゾーンに分かれています。</p>	D
7	<p>用語集の『コーデネレーション』の解説に以下の通り、「環境」に関する説明を追記することを提案する。</p> <p>「あるエネルギー源から、(中略)エネルギー効率の大きな改善が可能となる。『加えて、燃料が都市ガスの場合、クリーン性や廃熱の有効利用により、温室効果ガスの排出抑制に有効で環境保全に貢献します。』」</p>	<p>コーデネレーションにおける発電源について、比較や優位性の判断は行っていないことから、現状の記載のとおりとしております。</p>	D
8	<p>用語集の『自立分散型エネルギー』の解説に再生可能エネルギーだけでなく、「コーデネーションシステム」を追記することを提案する。</p>	<p>自立分散型エネルギーについては、御指摘のとおりコーデネーションも含まれることから、「再生可能エネルギーとコーデネーションシステムなど」と修正いたします。</p>	A
9	<p>「ヒートショック」に関する説明を追記することを提案する。</p> <p>「・温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞等の健康被害であり、特に冬場に高齢者に多く見られる。加えて、ヒートショックなどによる入浴中の死亡者数は交通事故の4倍とも言われている事から、温度のバリアフリーも望まれる。」</p>	<p>ヒートショックについては、改定素案の本文中でも使用している用語であるため、用語集にヒートショックの項目を次のとおり追加します。</p> <p>「温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞等の健康被害であり、特に冬場に多く見られ、高齢者に多く見られる。」と追記いたします。</p>	A

(4) その他

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	高齢化社会に向けた地域医療に関する方向性についてほぼ言及されておらず、「かわさき保健医療プラン」などと整合した方針を明示すべき。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、地域医療に関する方針は示しておりません。 地域医療体制の整備等については、「かわさき保健医療プラン」の他、「神奈川県保健医療計画」に基づき、取組を進めてまいります。	E
2	宮前区には、重度障害を持つ子どもとその家族のケアを行う施設が無く、一時預かりだけでも可能な施設の設置を望む。施設設置の際には近隣住民の納得も必要と思われるため、誰もがそこで過ごせるような快適な施設であることを望む。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、障害者福祉施設に関する方針は示しておりません。 なお、重度障害を持つ子どもとその家族への支援を行う施設については、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」に基づき、適切な配置・整備に努めてまいります。	E
3	区の中にコアな地域ケアセンターを設け、活発な交流を支えてほしい。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、地域福祉に関する方針は示しておりません。 なお、コミュニティの拠点づくりについては、改定素案第4部 I 3 (6) ④において、「既存ストック等を活用した地域交流の場の形成によるコミュニティの拠点づくりを図る」方針を示しており、地域コミュニティの場づくりに努めてまいります。	D
4	ハードにお金をかけるより、まず区民が健康で文化的な暮らしを安心して営むことを最優先に、そこに住む住民にとって何が必要かを考えるために、一律に職員を削減するばかりでなく、それぞれの専門家を必要な場所に必要なだけ配置することが重要。	職員の配置については、「行財政改革第2期プログラム」に取組を位置付け、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組んでおります。	E
5	宮前平駅周辺では、子供が増えており、学校や公園が不足している。 教育は人づくりが原点であるため、教育予算を増やしてほしい。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、教育施策等に関する方針は示しておりませんが、公園については、改定素案第4部 III 2 (2)において、「計画的な公園・緑地の配置に努める」方針を示しております。 なお、教育については、人づくりを担う重要な役割をもつことから、その充実に向けた取組を進めてまいります。	D

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
6	<p>鷺沼のタワーマンション建設には反対である。</p> <p>閑静な住宅環境を破壊し、CO₂の大幅な排出など、地球温暖化防止にも逆行している。</p> <p>今でも道路の渋滞や電車の混雑がひどいのに、区役所、市民館、図書館へ来る人々やタワーマンションによる人口増加でパニックが起こりそうだ。</p> <p>(同趣旨他9件)</p>	<p>都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>また、建築物の建設等にあたっては、関係法令を踏まえる必要があり、環境影響との対応については、環境アセスメント手続きの中で整理されます。</p> <p>なお、鷺沼駅周辺地区のまちづくりに関する方針については、第4部 I 1 (1)において、「民間事業者による再開発事業を契機とした、商業、文化・交流、都市型住宅など多様で魅力的な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を促進する」ことを示しており、本方針に基づき、魅力ある拠点の形成をめざしてまいります。</p>	E
7	鷺沼駅の再開発に伴い、タワーマンションが建設されることが公表される時期が遅かった。情報提供は速やかにすべき。	<p>鷺沼駅前再開発の情報の周知については、本市として、これまでも、様々な機会を捉え、市民周知や意見聴取を行っております。今後も、様々な機会を捉え、宮前区全体の発展に資する取組であることを周知していくなど、より多くの市民にその趣旨が伝わるよう努めてまいります。</p>	E
8	鷺沼駅前の再整備で高層建築物を建設する計画があるが、強風がより吹きやすくなるおそれや、小杉の例もあることから、5階建てくらいの、エレベーターを使用せずとも昇降可能なビルとし、区役所等の機能を入れる方が良い。	<p>都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>また、建築物の建設等にあたっては、関係法令を踏まえる必要があり、環境影響との対応については、環境アセスメント手続きの中で整理されます。</p> <p>なお、区役所、市民館・図書館等の公共施設につきましては、低層部（市民館・図書館：駅前街区の3階から5階、区役所：北街区の1階から5階）に計画されております。</p>	E

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
9	<p>区役所、市民館、図書館の移転に反対だ。</p> <p>区役所、市民館、図書館の移転計画は、住民の合意が得られておらず、説明も足りていない状況なのに、巨額の税金を投入してまで移転する必要はあるのか。</p> <p>移転を推進する根拠をデータで示すとともに、調査・広報の経過を公表してほしい。</p> <p>(同趣旨他7件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、区役所等の移転については、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討において、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、区民意識アンケート、意見箱の設置など、多角的な区民意見の把握に取り組み、これらの様々な場面でいただいた御意見やコスト面を含めた基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、区役所等を鷺沼駅周辺に移転・整備することとしております。</p> <p>また、情報の周知については、これまでにも、様々な機会を捉えて行ってまいりました。今後も、様々な機会を捉え、宮前区全体の発展に資する取組であることを周知していくなど、より多くの市民に、その趣旨が伝わるよう努めてまいります。</p>	E
10	都市計画マスターplan宮前区構想の改定素案説明会に参加したが、配布資料には区役所移転の確かな理由も述べられず、タワーマンションの記述もなかった。区役所移転や鷺沼再開発をなるべく区民・市民の目に触れぬように最小限の周知で進めようとしているのではないか。	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>改定素案説明会は、今後の宮前区全体のまちづくりに関する方針を取りまとめた、都市計画マスターplan宮前区構想の改定素案の説明を行うためのものであり、区役所移転や鷺沼駅前再開発の詳細に関する説明会として開催したものではございません。</p> <p>なお、区役所等の移転や鷺沼駅周辺再編整備に関する情報の周知については、これまでにも、様々な機会を捉えて行ってまいりました。</p> <p>今後も、様々な機会を捉え、宮前区全体の発展に資する取組であることを周知していくなど、より多くの市民にその趣旨が伝わるよう努めてまいります。</p>	E

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
11	鷺沼駅は宮前区の端の方にあり、鷺沼駅を今後の宮前区の中心にするのは無理がある。	<p>鷺沼・宮前平駅周辺地区は、『総合計画』及び『都市計画マスターplan全体構想』において、「地域生活拠点」として位置づけており、鷺沼駅周辺地区については、「民間活力を活かした駅前広場の再整備等を推進し、駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化に向けた取組を推進」することとしております。</p> <p>それらに即して、改定素案第4部 I 1において、「再開発事業を契機とした、多様で魅力的な都市機能の集積及び交通結節機能の強化を促進する」方針を示しており、引き続き、魅力ある地域生活拠点をめざして、都市機能の集積や交通結節機能の強化を図ってまいります。</p>	D
12	<p>災害対策本部となる区役所は、消防署、警察署と至近距離にある現在の場所に存続させるべき。</p> <p>移転先は土砂災害警戒区域であり、前の道路も狭く緊急輸送路にもなっていないため問題がある。</p> <p>(同趣旨他12件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、鷺沼駅周辺に移転する区役所は、消防署・警察署の2拠点体制として被災リスクを分散するとともに、立地の遠近にかかわらず、引き続き協力・連携してまいります。</p> <p>また、緊急輸送道路とは、発災時の救助人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための路線ですが、主要な防災拠点の移転や変更、新たな道路の供用等があった場合には適宜見直しを行うこととしております。</p> <p>土砂災害警戒区域については、土砂災害の注意が必要な区域を市民の方々に認識していただき、土砂災害への警戒が必要な時に安全を確保していただくことなどを目的に定められており、土砂災害警戒区域に指定されることが直接、がけ崩れの危険性を示すものではございません。</p>	E
13	宮前区役所の移転予定地は土砂災害特別警戒区域にならないのか。	<p>宮前区の土砂災害特別警戒区域については、神奈川県により現在基礎調査が行われており、順次区域の指定が行われる予定です。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域は、崖の上端から鉛直方向で5m下がった位置を起点に崖の下端にかけて指定されるものとされており、再開発事業区域につきましては、崖上の平坦部に位置していることから、指定対象にはならないものと考えております。</p>	E

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
14	区役所を一般市民と一緒に民間ビルの中に置いては、特に災害時などに問題があるのでは。	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>区役所については、他の施設との合築になるため、維持管理に関する自由度が低くなるなどの課題がありますが、駅前街区に整備される民間施設との連携、機能、空間の融合などによる相乗効果を見込んでおります。</p> <p>また、再開発に合わせて建物・設備を更新することで、耐震性・耐火性等の向上を図り、災害対策に関する機能を確保してまいります。</p>	E
15	<p>市民館や図書館は、現在の区役所周辺住民の活動拠点として必要であるため、分館としてでもいいので残してほしい。</p> <p>また、市民館前の広場も、ダンスグループなどが練習の場としてよく利用しており、若者たちのためにも残してほしい。</p> <p>(同趣旨他4件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、市民館・図書館の移転については、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討において、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、区民意識アンケート、意見箱の設置など、多角的な区民意見の把握に取り組み、これらの様々な場面でいただいた御意見やコスト面を含めた基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、区役所と併せて鷺沼駅周辺に移転・整備することとしております。</p> <p>現区役所等の施設・用地の活用については、地域課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、今後、市民参加の機会を確保しながら検討を進めてまいります。</p>	
16	<p>市民館・図書館の新しい機能を考えるにしても区役所等の跡地がどうなるのかが決まらなければ考えようがない。市民館・図書館は区に2つあってもおかしくない。現在のものを残して2つにするとすればそれぞれの機能分担や性格付けが考えられる。</p> <p>移転するとしても、区役所も含めて現在の施設を存続させてほしい。</p> <p>(同趣旨他5件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、市民館・図書館については、令和2年2月に公表した『「今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方』において、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たすため、「誰もが行きやすく・参加しやすく」「地域の誰もが身近に感じるような」「人づくり・つながりづくり・地域づくりを支える」施設となることをめざす方向性を示しております。</p>	E
17	<p>人口23万人を超える宮前区には、たった一つの図書館しかない。もっと身近な所に本を読み、読みたい本を借りることができる場所があるべきだと思う。心豊かな生活を生み出す源は図書館、市民館である。宮前区は、各地区でそれぞれ独自の文化的な伝統が根付いている。できれば、それぞれの地区に一つ、地域住民の知的な生活を保障する場として図書館が位置づけられるべきだと思う。</p> <p>図書館は、年齢を問わず、情報リテラシーの獲得に資するノウハウを持っている。そうした個別の特徴を活かすプランにしてほしい。</p> <p>(同趣旨他1件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、市民館・図書館については、令和2年2月に公表した『「今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方』において、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たすため、「誰もが行きやすく・参加しやすく」「地域の誰もが身近に感じるような」「人づくり・つながりづくり・地域づくりを支える」施設となることをめざす方向性を示しております。</p>	E

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
18	<p>現区役所の跡地をどうするのか、区民と話し合ってほしい。</p> <p>高層の建物でなく、公共施設や公園にしてほしい。</p> <p>跡地の土地利用は周辺住民にとって大きな問題であるのに、未定としたまま情報提供をしないのは無責任ではないか。</p> <p>(同趣旨他3件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、現区役所等施設・用地の活用については、地域課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、今後、市民参加の機会を確保しながら検討を進めてまいります。</p>	E
19	<p>都市計画マスターplan宮前区構想は、鷺沼再開発事業を前提に作成されているが、環境アセスや都市計画も決定されていない段階で宮前区構想を決定するのはおかしいのではないか。</p> <p>(同趣旨他17件)</p>	<p>都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を定めるものであり、個別の都市計画の決定にあたっては、都市計画マスターplanに即する必要があります。</p> <p>なお、鷺沼駅周辺地区のまちづくりについては、改定素案の上位計画である、都市計画マスターplan全体構想において「民間活力を活かした駅前広場の再整備等を推進し、駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化に向けた取組を促進する」方針を示しており、その方針に即して、同地区の再編整備に関する取組を進めております。</p> <p>改定素案の作成にあたっては、それらの上位計画に即すとともに、関連計画等と整合を図っております。</p>	D
20	<p>宮前区役所が移転する前提の計画となっているが、都市計画目線でも宮前区役所は鷺沼駅に必要なのか、理由を明確に示すべき。区の中心部から大きく外れた場所に移転すべきでないと思う。移転するとしても、宮前平駅は拠点としつづけるのか。</p>	<p>宮前平・鷺沼駅周辺地区については、本市総合計画や都市計画マスターplan全体構想において、地域生活拠点として位置づけております。</p> <p>また、宮前平駅周辺については、改定素案第4部 I 1 (1)において、「宮前平駅周辺地区では、駅周辺の動向等も踏まえつつ、適切な機能分担等を勘案しながら、地域特性を活かした拠点の形成」をめざす方針などを示しております。</p> <p>本方針に基づき、引き続き、地域特性を活かした拠点の形成を進めてまいります。</p> <p>なお、区役所等の移転については、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討の中で、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、区民意識アンケート、意見箱の設置など、多角的な取組を通じて様々な場面でいただいた御意見や、コスト面を含めた基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、区役所等を鷺沼駅周辺に移転・整備することとしたもので、改定素案の作成にあたっては、その方針と整合を図っております。</p>	D

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
21	<p>パブコメで、反対意見が「D」とされているのはおかしい。「反対」の区分を設けるべき。 (同趣旨他1件)</p>	<p>パブリックコメント手続は市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図るものです。</p> <p>施策に対する直接の賛否を問うものではなく、市民の有益な意見や情報を得ることで、政策等の内容をより良いものとすることを目的としていることから、それに応じて「A」から「E」までの区分設定をしております。</p> <p>御意見が、計画等の案の趣旨に添わず、その御意見に対して、案の内容など、本市の考え方を説明するものは「D」区分として整理しております。</p>	E
22	<p>市民への情報開示と市民参画、そして、市民の合意を得るプロセスが極めてないがしろにされているように思える。</p> <p>賛成意見も反対意見もしっかり明示し、このパブコメにより反対が多かった場合、マスタートップランの変更などを検討することを望む。</p>	<p>パブリックコメント手続は、施策に対する直接の賛否を問うものではなく、市民の有益な意見や情報を得ることで、政策等の内容をより良いものとすることを目的としております。</p> <p>改定素案については、これまで、ワークショップや地域団体ヒアリング、高校生アンケート等により、多角的な市民意見の把握に取り組んだ結果に基づいて作成しており、さらに、パブリックコメントでいただいた御意見も踏まえながら、改定案を取りまとめます。</p> <p>なお、区別構想の改定に向けてこれまで行った市民意見聴取でいただいた御意見については、改定素案資料編において、取りまとめたものをお示ししておりますので、御参考ください。</p>	E
23	<p>宮前区役所は移転されるのに幸区役所が移転されずその場で建て直されたのはなぜか。幸区役所も駅から遠いため条件は同じはず。</p>	<p>都市計画マスタートップランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、両区役所のアクセス条件として、宮前区役所では、最寄り駅からの坂道や最寄りバス停からの傾斜がアクセスやバリアフリー面での課題となっていた一方、幸区役所では、周辺が平たん地であるという違いがあります。</p> <p>また、幸区役所庁舎の建替えについては、敷地内の駐車場に整備することで仮設庁舎を整備することなく、早期に着手・完成できることなどから、同一敷地内で整備しております。</p>	E

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
24	<p>鷺沼駅前再開発と区役所等の移転には反対しないが、本当に高層ビルが必要かは再検討しても良いと思うし、より丁寧な説明が必要。</p> <p>区民は自分の町がどうなるのかを心配し、楽しみにもしているはずで、丁寧に説明することが大切な区民サービスだと考える。</p> <p>鷺沼駅前開発について早く説明をして欲しい。</p>	<p>鷺沼駅前再開発等に関する情報については、「宮前区のミライづくりプロジェクト」の中で、再開発事業の概要や、新しい市民館・図書館づくりに向けた検討状況、現区役所等施設・用地の活用に関する今後の取組などの周知に取り組んでおり、令和2年2月にはオープンハウス型の説明会も実施したところです。</p> <p>今後も、様々な機会を捉え、宮前区全体の発展に資する取組であることを発信していくなど、より多くの市民に、その趣旨が伝わるよう周知に努めてまいります。</p>	E
25	区役所機能は交通アクセスを考慮して考えるべきであり、宮前区役所を現区役所よりもアクセスの良い鷺沼駅前に移転することは好ましい。	<p>都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画を位置付けておりません。</p> <p>なお、宮前区の区役所機能等については、『鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針』に基づき、宮前区役所・市民館・図書館を鷺沼駅周辺に移転・整備することとしております。</p> <p>こうした取組を通じて、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図ってまいります。</p>	E
26	川崎縦貫鉄道計画廃止に伴う都市計画上のデメリットは、平成24年5月に「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」がまとめた検討報告書で記載されているとおり、宮前区の鉄道不便地域の多くが解消されるはずだったことという理解でよい。	<p>川崎縦貫鉄道計画については、都市機能の向上や既存鉄道路線の混雑緩和等を図るために、新百合ヶ丘駅から川崎駅までの区間を地下で整備する計画であり、宮前区では複数の新駅設置を見込んでいました。</p> <p>その後、本市の財政状況の変化等を踏まえ、平成30年3月の川崎市総合都市交通計画の中間見直しの中で、計画の廃止を判断しております。</p> <p>今後は、身近な移動を支える地域交通ネットワークの充実等により、交通利便性の向上を図ってまいります。</p>	E
27	たまプラーザ駅から羽田空港へ向かうバスは、横浜市内を通過しているが非効率的で、川崎市内を通過した方が、所要時間が短縮されるのではないか。	空港から各地への直通バスの運行ルートについては、バス事業者において検討され、決定されております。	E

3 その他の両区の構想に関するここと

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	今、一番、行政が取り組むべき課題は、市民の安全と暮らしを守ることである。防災に力と税金を使ってほしい。	防災に強いまちづくりは、近年、さまざまな自然災害の発生の恐れが高まっていることから、大変重要であると考えております。改定素案においては、第4部 IVに「自然災害による被害を軽減するまちをめざす」方針や、「安全に避難できるまちをめざす」方針等を示しており、引き続き、防災・減災に資するまちづくりに取り組んでまいります。	C
2	中部エリアを駅の利用圏ごとに7つに分けたとあるが、中部エリアは中原区も含むはずなのに、なぜ高津区と宮前区だけなのか。武藏新城駅ゾーンとされているエリアの一部はあきらかに武藏新城駅ではなく元住吉駅やほかの駅を使っており、高津区と宮前区だけで分けるのには無理がある。また、第5部の位置図ではあたかも中部エリアが高津区と宮前区だけになっている。	区別構想の改定にあたっては、上位計画である「都市計画マスタープラン全体構想」で設定した4つの生活行動圏のエリアごとに、段階的に着手することとしております。はじめに、人口減少・高齢化の傾向が強い北部エリアの多摩区及び麻生区の構想を先行して改定いたしました。 続いて中部エリアのうち高津区及び宮前区の構想を改定し、最後に川崎区、幸区及び中原区の構想の改定を進めてまいります。さらに、第5部に記載している身近な生活圏のゾーン分けについては、大都市交通センサス調査や市民アンケートの結果を基に、通勤・通学や日常的な活動における鉄道駅の利用圏を大まかに設定しております。 武藏新城駅ゾーンについても同様の考え方で設定しておりますが、他の駅の利用も含まれておりますが、武藏新城駅の利用率が比較的高いゾーンとして設定しております。 また、第5部については、お住まいの地域のまちづくり等を身近に感じていただくため、鉄道駅を中心とした身近な生活圏ごとに、第4部でお示ししているまちづくりの方針を整理しているものです。 なお、中原区構想の改定にあたっては、今後、高津区構想・宮前区構想の改定においていただいた御意見も踏まえながら検討してまいります。	D
3	全体構想で中部エリアの広域拠点を小杉駅としているのであれば、小杉駅の検討がなされていなければ高津区と宮前区の検討はできないのではないか。中原区版と同時に改定すべきでないか。	改定素案第5部では、お住まいの地域のまちづくり等を身近に感じていただくため、鉄道駅を中心とした身近な生活圏ごとに、第4部でお示ししているまちづくりの方針を整理しております。 また、まちづくりを進める上では、引き続き、各地域の状況や特性を踏まえながら、取組を進めてまいります。	D
4	第5部に駅ごとのページがあるのはいいと思うが、宮前平駅、宮崎台駅、梶が谷駅などの文章には何の特徴も感じられない。		

5	<p>市民参加を謳っているが、市民ワークショップの参加者が少なすぎる。最少催行人数を設けて人が集まらない場合は仕切りなおすなどの必要があったのではないか。</p> <p>ほかの区と比較しても少ないのでないか。</p> <p>市民ワークショップの参加者数を補うために団体にヒアリングを行ったのかもしれないが、市民参加を謳う以上、ステークホルダーとなりえる団体でなく市民ワークショップの開催回数を増やすなど一般市民に意見を聞く機会を増やすべきなのでないか。</p>	<p>改定にあたり効率的・効果的に意見聴取を行うひとつの手法として、ワークショップと併せて、地域団体ヒアリング等を実施しております。</p> <p>地域団体ヒアリングについては、地域の事業者（商業、工業、不動産業）や農業者、交通事業者、消防団、区PTA協議会、まちづくり団体などに実施しており、その際には、団体としての御意見だけでなく、区民としての様々な御意見もいただいております。</p>	D
6	<p>地域団体ヒアリングについて、団体の数に対して人数が多すぎる。1つの団体の複数人にヒアリングしても意味がない。人数稼ぎをしているようにしか見えない。</p>	<p>この他にも、高校生アンケートを実施する等、多角的な市民意見の把握に努めています。</p>	
7	<p>市民意見のとりまとめが載っているが、マスタープランに反映されていると思えない。とりまとめ方、意見の反映の仕方、どちらも疑問である。市民参加のアリバイ作りだけで参考ともしていないように感じる。</p>	<p>市民意見のとりまとめについては、お寄せいただいた率直な御意見を可能な限り掲載しておりますが、都市計画分野ではない御意見等もあるため、必ずしも掲載している全ての御意見を改定素案の方針に反映しているものではありません。</p> <p>いただいた市民意見については、第4部の各分野の「現状・課題」や個別の方針を作成する際に活用するとともに、可能な限りその御意見の趣旨を反映するよう努めています。</p>	D
8	<p>なぜこのタイミングで改定する必要があるのか。宮前区役所の移転問題や令和元年東日本台風被害などの課題解決が先でこれを受けて改定すべきでないか。</p>	<p>都市計画マスタープランについては、当初策定してから約10年が経過し、この間に総合計画の策定や、関連する分野別計画等の策定・改定が進むとともに、社会経済状況が変化していることから、これらに対応するため、全体構想及び区別構想について、順次改定を行っています。</p> <p>また、都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画を位置付けるものではありません。</p> <p>令和元年東日本台風被害については、その検証・検討結果を踏まえ、高津区構想改定案に「被害の最小化に向けて段階的な取組や検討進めるなど、水害に強いまちづくりをめざす」等の方針を新たに追記します。</p>	D
9	<p>改定がスケジュールありきなのでないかと推察する。もう一度、市民の意見を聞きなおすなど真摯にスケジュールを見直すべき。</p>	<p>当初の都市計画マスタープランを策定してから約10年が経過し、社会経済状況の変化や総合計画の策定等を踏まえ、全体構想及び区別構想の改定を順次進めています。</p> <p>これまでも、地域団体ヒアリング等により市民意見の把握に努めてまいりましたが、引き続き、取りまとめた改定案についても御意見を伺い、改定に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

10	多摩区版とほぼ同じ内容しか書かれておらず、転記しているだけではないか。	特徴が近い事項に関する記載や全市的な方針については、全体構想に即していることもあり、同様か類似した記載をしております。	D
11	市民であればどこの区役所でも手続きができるようにしてほしい。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針であるため、区役所業務については示しておりません。 なお、様々なサービスの全てをどこの区役所でも可能にすることは困難ですが、住民票の写し等の各種証明書について、お住まいの区の区役所以外でも行えるようにするなど、取組を進めております。 今後とも、サービス向上に努めてまいります。	E
12	味気ない写真やあきらかな間違いなどが多いため、これで改定すべきでない。立ち止まって計画を練り直すべき。 (同趣旨他1件)	掲載している写真については、より良いものとなるよう、さらに精査をしてまいります。また、軽易な誤記等があったことから、今一度確認し、修正いたします。	D
13	本庁舎を早く整備すべき。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針であるため、個別の整備計画の詳細については、示しておりません。 本庁舎等の建替えについては、令和4年度末の完成をめざして取組を進めております。	E
14	宮前区の神木、平、初山地区は高津区に編入してはどうか。	都市計画マスターplanは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、区の範囲については示しておりません。 なお、現在のところ区域変更の予定はありません。	E

改定素案から改定案への変更内容について

パブリックコメントや関連分野における検討の進捗等を踏まえ、次の箇所について、改定「素案」を変更し、改定「案」を策定しました。

変更理由	変更の概要	記載箇所	改定「案」 ※二重線：素案からの変更箇所	改定「素案」
パブリックコメント	【宮前区構想】 鷺沼駅を発着する路線バスに関する宮前区構想への御意見を受け、鷺沼駅へのアクセス強化を図る方面に関する記載を加筆	第4部 3 II (1) 交通体系	・鷺沼駅を発着する路線バスについては、身近な地域交通における市民の利便性向上と駅アクセス強化等に資する路線バスネットワークの充実に向け、駅周辺の再整備に伴い拡充されるバスバース等を活用し、 <u>小田急線沿線などの拠点駅方面や聖マリアンナ医科大学方面、向丘地区方面など</u> からのアクセス強化に向け、既存路線の再編など、バス事業者と連携した取組を推進します。	・鷺沼駅を発着する路線バスについては、身近な地域交通における市民の利便性向上と駅アクセス強化等に資する路線バスネットワークの充実に向け、駅周辺の再整備に伴い拡充されるバスバース等を活用し、向丘地区方面などからのアクセス強化を図るための既存路線の再編など、バス事業者と連携した取組を推進します。
	【両区共通】 自立分散型エネルギーの用語説明に関する両区構想への御意見を受け、記載を加筆	資料編 用語集	再生可能エネルギー <u>やコージェネレーションシステム</u> など、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を貢献し、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。	再生可能エネルギーなど、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を貢献し、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。
	【両区共通】 ヒートショックの用語説明に関する両区構想への御意見を受け、記載を加筆	資料編 用語集	<u>温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞等の健康被害であり、特に冬場に多く見られ、高齢者に多く見られる。</u>	(なし)
関連分野における検討の進捗等	【高津区構想】 令和元年東日本台風による浸水被害の検証を踏まえ、浸水被害の軽減を図る方針を加筆	第4部 1 (4) ① 都市防災	・多摩川については、被害の軽減に向けた治水対策として、国や流域の自治体等と連携しながら、治水安全度を向上させる取組に努めます。	(なし)
		第4部 1 (4) ② 都市防災	・気候変動等による浸水被害のリスクの増大を踏まえ、被害の最小化に向けて、排水樋管周辺地域における段階的な取組や検討を進めるとともに、内水ハザードマップ等を活用した地域住民等への周知等により自助・共助を促進し、水害に強いまちづくりをめざします。	(なし)
	【両区共通】 令和元年東日本台風による浸水被害を受けた国による「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の提示を踏まえ、普及啓発を図る方針を加筆	第4部 1 (4) ② 都市防災	・大規模な建築物については、浸水により受変電設備等に被害を受けた場合、エレベーターや給水設備等のライフラインに問題が発生することから、所有者等に対し、今後、建築物の新築・既存の建築物の改修等において、国のガイドライン等を踏まえた浸水被害等を防止するための適切な対策に係る普及啓発に努めます。	(なし)

※上記以外にも、誤記の修正等、所要の整備を行っております。